

不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令に関するお詫びとお知らせ

この度、飯田グループホールディングス株式会社、一建設株式会社、株式会社飯田産業、株式会社アーネストワン、住宅情報館株式会社（以下、これらの5社を併せて「連名各社」といいます。）は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第7条第1項に基づく措置命令(令和6年2月29日付)に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

連名各社は、注文住宅の建築請負に係る役務(以下「本件役務」といいます。)を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和4年2月18日から令和5年9月25日までの間、連名各社のウェブサイト、ポスティングチラシ等において、「飯田グループの注文住宅が選ばれる理由」、「飯田グループは日本トレンドリサーチによる調査の結果、『土地情報が豊富な注文住宅会社』『高品質なのにローコストな注文住宅会社』『初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社』の3項目で満足度 No. 1 を獲得しています。」、「土地情報が豊富な注文住宅会社 No. 1」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社 No. 1」、「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社 No. 1」等と表示することにより、あたかも、連名各社を含む飯田グループ（飯田グループホールディングス株式会社及び飯田グループホールディングス株式会社の子会社をいいます。以下同じ。）が提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種又は類似の役務(以下「同種役務」といいます。)に関する「土地情報が豊富な注文住宅会社」、「高品質なのにローコストな注文住宅会社」及び「初めて住宅を建てる方におすすめの注文住宅会社」の3項目（以下「本件3項目」といいます。）について、実際に利用したことがある者又は知見等を有する者を対象にそれぞれ調査した結果において、連名各社を含む飯田グループが提供する本件役務に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしておりました。しかし、実際には、飯田グループホールディングス株式会社が委託した事業者による調査は、本件3項目について、回答者に対し、飯田グループが提供する本件役務及び他の事業者が提供する同種役務について実際に利用したことがある者か又は知見等を有する者かを確認することなく、飯田グループホールディングス株式会社及び特定9事業者（当該委託を受けた事業者が、同種役務を提供する事業者の中から指定する9の事業者をいいます。）のみを任意に選択して対比し、各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、それぞれ客観的な調査に基づくものではありませんでした。

したがって、これらの表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止に向けて全力で取り組み信頼回復に努めて参ります。本件により、お客様はじめ関係各位に多大なるご迷惑をお掛けしました事を深くお詫び申し上げます。

令和8年7月3日

飯田グループホールディングス株式会社
一建設株式会社
株式会社飯田産業
株式会社アーネストワン
住宅情報館株式会社

【お問い合わせ先】

飯田グループホールディングス株式会社
営業推進部

電話番号：0422-60-8880

受付時間：9時～18時（月～金）

※上記窓口にてご提供頂くお客様個人情報は、
本件についてのみ使用し、その他の目的には一切使用致しません。